

電子提供措置の開始日 2026年6月4日

# 第88期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面記載省略事項)

連結持分変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

監査役会の監査報告書

〔 自 2025年 4 月 1 日  
至 2026年 3 月 31 日 〕

神奈川県伊勢原市石田200番地

**株式会社アマダ**

代表取締役社長執行役員 山梨 貴昭

# 連結持分変動計算書 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)

単位：百万円 (未満切捨)

	親会社の所有者に帰属する持分										非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素					合計		
					確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の換算差額	持分法によるその他の包括利益	合計			
2025年4月1日 残高	54,768	101,635	323,203	△10,106	-	1,690	47,988	33	49,711	519,212	4,537	523,750
当期利益	-	-	30,554	-	-	-	-	-	-	30,554	203	30,757
その他の包括利益	-	-	-	-	△106	3,792	21,529	6	25,221	25,221	431	25,652
当期包括利益	-	-	30,554	-	△106	3,792	21,529	6	25,221	55,775	634	56,410
配当金	-	-	△19,788	-	-	-	-	-	-	△19,788	△235	△20,024
株式報酬取引	-	56	-	-	-	-	-	-	-	56	-	56
自己株式の取得	-	△3	-	△20,005	-	-	-	-	-	△20,009	-	△20,009
自己株式の処分	-	0	-	0	-	-	-	-	-	0	-	0
自己株式の消却	-	△18,320	-	18,320	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	-	-	5,055	-	106	△5,161	-	-	△5,055	-	-	-
その他の増減	-	219	-	-	-	-	-	-	-	219	△45	174
所有者との取引額等合計	-	△18,047	△14,733	△1,684	106	△5,161	-	-	△5,055	△39,520	△281	△39,802
2026年3月31日 残高	54,768	83,588	339,023	△11,791	-	320	69,517	39	69,878	535,467	4,891	540,358

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 連結計算書類作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、IFRS会計基準）に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRS会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……96社

会社名：（国内）（株）アマダマシナリー他14社

（海外） アマダ・ノース・アメリカ社、アマダ・ヨーロッパ・エス・エー社、  
アマダ・ユー・ケー社、ドイツ・アマダ社他77社

新規：(株)エイチアンドエフ及び連結子会社4社……株式取得

ビアメカニクス(株)及び連結子会社7社……株式取得

除外：アマダ・ウエルドテック・上海Mfg……アマダ・ウエルドテック・上海との合併により消滅

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数……2社

会社名：（国内）（株）アマダリース

（海外） 天田(連雲港)机床有限公司

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 連結の基礎

##### ① 子会社

子会社は、当社グループにより支配されている企業(パートナーシップ等の法人格のない事業体を含む)をいいます。投資者が次の各要素をすべて有している場合にのみ、投資先を支配していると考えております。

- ・投資先に対するパワー
- ・投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利
- ・投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力

当社グループによる支配の有無は、議決権又は類似の権利の状況や投資先に関する契約内容などに基づき、総合的に判断しております。

子会社の財務諸表は、当社が支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、当社グループの連結計算書類に含まれております。

一部の子会社では、子会社の所在する現地法制度上、当社と異なる決算日が要請されており、決算日を統一することが実務上不可能なため当社の決算日と異なる日を決算日としております。連結計算書類には、子会社の決算日が当社の決算日と異なる場合には、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく子会社の財務数値を使用しております。

当社グループは、類似の状況における同様の取引及び事象に関し、統一した会計方針を用いて作成しております。

当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去されております。包括利益合計は、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分とに帰属させております。

子会社に対する所有持分の変動のうち、子会社に対する支配の喪失とならないものについては、資本取引として処理しております。

##### ② 関連会社

関連会社とは、当社グループがその財務及び経営の方針に関する意思決定に対して、重要な影響力を有するが、支配をしていない企業をいいます。当社グループが議決権の20%以上50%以下を保有する場合には、重要な影響力があると推定しております。当社グループが重要な影響力を有しているか否かの評価にあたり考慮されるその他の要因には、取締役会への参加等があります。なお、投資先の議決権の20%未満しか保有していない場合には、重要な影響力が明確に証明できる場合を除き、重要な影響力を有していないと推定しております。

関連会社への投資は、当社グループが重要な影響力を有することとなった日からその影響力を喪失する日まで、持分法によって会計処理をしております。

一部の関連会社では、関連会社の所在する現地法制度上、当社と異なる決算日が要請されており、決算日を統一することが実務上不可能なため当社の決算日と異なる日を決算日としております。連結計算書類には、関連会社の決算日が当社の決算日と異なる場合には、当該関連会社の決算日と当社の決算日

との間に生じた重要な取引又は事象については必要な調整を行っております。持分法を適用する際に考慮する純損益、その他の包括利益及び純資産は、関連会社の財務諸表で認識された金額に、統一した会計方針を実行するのに必要な修正を加えたものであります。持分法においては、当初認識時に関連会社に対する投資は原価で認識され、その帳簿価額を増額又は減額し、株式取得日以降における投資先の純損益及びその他の包括利益等に対する投資者の持分を認識しております。投資企業の持分がゼロにまで減少した後の追加的な損失は、当社グループに生じる法的債務、推定的債務又は当社グループが関連会社の代理で支払う金額の範囲まで、負債が認識されております。

## (2) 企業結合

企業結合は、取得法を用いて会計処理をしております。

取得対価は、当社グループが移転した資産、引き受けた負債及び発行した資本持分の取得日公正価値の合計額で測定し、該当する場合は、条件付対価を取得対価に含めております。

IFRS第3号「企業結合」に基づく認識の要件を満たす被取得企業の識別可能な資産、負債及び偶発負債は、次を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産(又は繰延税金負債)及び従業員給付契約に関連する負債又は資産は、それぞれ国際会計基準(以下、「IAS」という)第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定しております。
- ・被取得企業の株式報酬取引に係る負債もしくは資本性金融商品、又は被取得企業の株式報酬取引の取得企業の株式報酬取引への置換えに係る負債もしくは資本性金融商品に係る部分については、IFRS第2号「株式報酬」の方法に従って取得日現在で測定しております。
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループは、当該基準書に従って測定しております。

のれんは、取得対価が取得日時点における識別可能な資産及び負債の公正価値を上回る場合に、その超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益として認識しております。

企業結合を達成するために発生した取得関連費用は、発生時に純損益として認識しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が生じた連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で計上しております。取得日において存在していた事実・状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

### (3) 外貨換算

#### ① 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各企業の個別財務諸表は、それぞれの機能通貨で作成しております。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。

#### ② 外貨建取引

外貨建取引については、取引日における直物為替レートにより機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性項目は期末日の為替レートを用いて機能通貨に換算し、外貨建非貨幣性項目は取得原価で測定されているものは取引日の為替レート、公正価値で測定されているものは、公正価値が算定された日の為替レートを用いて換算しております。

為替換算差額は、原則として発生する期間の純損益に認識しております。ただし、非貨幣性項目の利得又は損失がその他の包括利益に認識される場合においては、為替換算差額もその他の包括利益に認識しております。

#### ③ 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債(取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む)については期末日の為替レート、収益及び費用については当該期間中の為替レートが著しく変動していない限り、期中平均為替レートを用いて換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識しており、累計額は資本のその他の資本の構成要素に分類しております。

在外営業活動体の累積換算差額は、在外営業活動体の処分による利得又は損失が認識される期間に純損益に振り替えられます。

### (4) 金融商品

#### ① 金融資産

##### (a) 当初認識及び測定

金融資産のうち、営業債権及びその他の債権は発生日に当初認識しており、その他の金融資産は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。当初認識時において、金融資産は以下のとおり分類を行ったうえで公正価値により測定しております。なお、金融資産が純損益を通じて公正価値で測定するものでない場合には、公正価値に金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算しております。

##### (i) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

- (ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(負債性金融資産)  
次の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。
- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
  - ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。
- (iii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(資本性金融資産)  
当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択をした資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。
- (iv) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産  
償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。  
なお、当社グループは、いずれの負債性金融資産も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に低減するために純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定しておりません。
- (b) 事後測定  
金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて次のとおり測定しております。
- (i) 償却原価で測定する金融資産  
償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得及び損失は、純損益として認識しております。
- (ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(負債性金融資産)  
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。
- (iii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(資本性金融資産)  
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。
- (iv) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産  
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

### (c) 金融資産の減損

当社グループでは、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産及びリース債権に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。なお、営業債権、契約資産及びリース債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かは、債務不履行リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行リスクに変化があるか否かの判断にあたっては、主として以下の情報を考慮しております。信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクは当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

- ・金融資産の外部信用格付の著しい変化
- ・営業成績の著しい変化
- ・期日経過の情報

予想信用損失の測定にあたっては、個別に重要な場合は個別に評価し、個別に重要でない場合には、各社ごとに独自グループ又はサブグループを設定したうえで、集散的に評価しております。

履行強制活動を行ってもなお返済期日を大幅に経過している場合、債務者が、破産、会社更生、民事再生、特別清算といった法的手続きを申し立てる場合等には、債務不履行が生じているものと判断しております。債務不履行に該当した場合又は債務者の著しい財政的困難等の減損の証拠が存在する場合には、信用減損しているものと判断しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額であり、債務不履行の実績率等の過去の事象、現在の状況及び将来の経営状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報等を勘案して見積もっております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しております。ある金融資産の全部又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

(d) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

② 金融負債

(a) 当初認識及び測定

金融負債は、取引日に当初認識し、公正価値から直接起因する取引コストを控除した金額で測定しております。

(b) 事後測定

実効金利法を用いて償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得及び損失は、純損益として認識しております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消、又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産と金融負債の相殺表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクを管理する目的で為替予約取引などのデリバティブ取引を行っております。デリバティブは、契約の当事者となった時点の公正価値で当初認識し、その後も公正価値で事後測定しております。公正価値の変動額は純損益として認識しております。

なお、デリバティブについて、ヘッジ会計を適用しているものではありません。デリバティブは純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に分類しております。

⑤ 金融商品の公正価値

公正価値で測定する金融商品は、様々な評価技法やインプットを使用して算定しております。公正価値の測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて公正価値を以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金、及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額により測定しております。棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の原価のすべてを含めております。加工費には、生産設備の正常生産能力に基づく固定製造間接費を含めております。棚卸資産の取得原価は、商品、製品及び仕掛品は個別法又は移動平均法、原材料は先入先出法又は移動平均法に基づいて算定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

(7) 有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去費用及び敷地の原状回復費用並びに適格要件を満たす資産の借入コストが含まれております。

有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を見積耐用年数にわたって、定額法により減価償却しております。主な有形固定資産の見積耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 2～17年

有形固定資産の残存価額、耐用年数及び減価償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

(8) のれん及び無形資産（使用権資産を除く）

① のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「(2) 企業結合」に記載のとおりであります。当初認識後ののれんについては償却を行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施し、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

② 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産の取得原価は、資産の取得に直接起因する費用を含めて測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日現在の公正価値で測定しております。

(c) 自己創設無形資産(開発費)

開発(又は内部プロジェクトの開発局面)における支出は、次のすべてを立証できる場合に限り資産として認識することとしており、その他の支出はすべて発生時に費用処理しております。

- ・使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図
- ・無形資産を使用又は売却できる能力
- ・無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- ・無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の見積耐用年数にわたり定額法により償却しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しております。主な無形資産の見積耐用年数は、次のとおりであります。

自社利用ソフトウェア	5年
市場販売目的ソフトウェア	3年
商標権	15年～20年
顧客関連資産	10年～17年
技術資産	8年

耐用年数を確定できる無形資産の償却期間及び償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

なお、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産については、償却を行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施しております。

## (9) リース

### ① 借手としてのリース

リース取引におけるリース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分の割引現在価値として測定を行っております。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整した額で当初の測定を行っております。使用権資産は、リース期間にわたり定期的に、減価償却を行っております。

リース料は、リース負債残高に対して一定の利率となるように、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しております。金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。なお、リース期間が12ヶ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

### ② 貸手としてのリース

ファイナンス・リースは、リース開始時の正味リース投資未回収額をリースの計算利率で割り引いた現在価値により、リース債権(「営業債権及びその他の債権」)として当初認識するとともに、受取リース料総額をリース債権元本相当部分と利息相当部分とに区分し、受取リース料の利息相当部分への配分は、利息法により算定しております。

また、当該ファイナンス・リースが財・サービスの販売を主たる目的としている場合は、リース対象資産の公正価値と最低リース料総額を市場金利で割り引いた金額のいずれか低い額を売上収益として認識すると同時に、当該リース契約の締結により発生する費用は、売上原価として認識しております。

オペレーティング・リースにおいては、対象となるリース物件を連結財政状態計算書に認識し、受取リース料はリース期間にわたり定額法により収益として認識しております。

## (10) 投資不動産

投資不動産は、主として賃貸収益を得る目的として保有する不動産であります。

投資不動産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

投資不動産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を見積耐用年数にわたって、主として定額法により減価償却しております。投資不動産の種類別の耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 10～31年

土地については、減価償却を行っておりません。

投資不動産の残存価額と見積耐用年数は各連結会計年度の末日に再検討を行っております。

#### (11) 非金融資産の減損

当社グループは、報告日ごとに資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無に係らず、耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産、及び企業結合で取得したのれんについては毎期減損テストを実施しております。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積額を貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクの市場評価を反映した税引前の割引率により割り引いて算定した現在価値であります。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が当該資産又は資金生成単位の帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。

過去の期間において、のれん以外の資産について認識した減損損失は、減損損失が最後に認識された以後、認識した減損損失がもはや存在しないか、あるいは減少している可能性を示す兆候に基づき、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合にのみ、戻し入れております。

#### (12) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的又は推定的債務を現在の負債として負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高い場合に、引当金を認識しております。

引当金は、連結会計年度の末日における現在の債務を決済するために要する支出(将来キャッシュ・フロー)の最善の見積りに基づき、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

なお、当社グループの主な引当金は次のとおりであります。

##### 製品保証引当金

当社グループは製品保証を付保した製品を販売しており、販売された製品について、保証期間内に将来発生すると見込まれる修理費用を過去の実績率に基づき算定し、製品保証引当金として計上しております。また、製品保証期間を超えるものであっても、設計製造責任に起因する製品欠陥(リコール等を含む)の修理コストについて、将来発生すると見込まれる費用を、対象件数と1件当たりの対策費用及び過去の実績等に基づいて個別に見積り、製品保証引当金として計上しております。

### (13) 従業員給付

#### ① 短期従業員給付

短期従業員給付は、関連する勤務が提供された時点で割引計算を行わず費用として認識しております。当社グループにおける短期従業員給付には賞与及び有給休暇に係るものがあります。

有給休暇については、累積型有給休暇制度において、連結会計年度の末日現在で累積されている未使用の権利の結果として当社グループが支払うと見込まれる法的又は推定的債務を有しており、かつ当該金額について信頼性のある見積りが可能な場合に、負債として認識しております。

賞与については、過去に関連する勤務を提供された対価として支払を行う法的又は推定的債務を有しており、かつ、当該金額について信頼性のある見積りが可能な場合に、負債として認識しております。

#### ② 退職後給付

当社グループは、退職後給付制度として、企業年金制度(キャッシュバランスプラン)及び確定拠出年金制度並びに退職一時金制度を採用しております。

##### (a) 確定拠出制度

確定拠出制度への拠出額については、棚卸資産や有形固定資産の取得原価に含められる場合を除き、その発生時に費用として認識しております。

##### (b) 確定給付制度

確定給付制度に係る資産又は負債の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値(必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む)を控除したものであり、資産又は負債として連結財政状態計算書で認識しております。確定給付制度債務は、予測単位積増方式に基づいて算定され、その現在価値は、将来の予想支払額に割引率を適用して算定しております。割引率は、給付が見込まれる期間に近似した満期を有する優良社債の利回りを参照して決定しております。

勤務費用及び確定給付制度債務に係る資産又は負債の純額に係る純利息費用は純損益として認識しております。

数理計算上の差異、純利息費用に含まれる部分を除く制度資産に係る収益の変動については、それらが生じた期間において「確定給付制度の再測定」としてその他の包括利益に認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振り替えております。また、過去勤務費用は、制度改訂又は縮小が発生した時、あるいは関連するリストラクチャリング費用又は解雇給付を認識した時の、いずれか早い方の期において純損益として認識しております。

#### (14) 政府補助金

政府補助金は、当社グループの企業が補助金交付のための付帯条件を満たし、補助金が受領されることについて合理的な保証が得られた時に認識しております。

発生した費用に係る政府補助金は、補助金で補償することが意図されている関連コストを費用として認識する期間にわたって、定期的に収益に認識しております。資産に関する政府補助金は、繰延収益として認識し、当該資産の見積耐用年数にわたり定期的に収益に認識しております。

#### (15) 資本

##### ① 資本金及び資本剰余金

当社が発行する資本性金融商品は、発行価額を資本金及び資本剰余金に認識しております。また、その発行に直接起因する取引コストは資本剰余金から控除しております。

##### ② 自己株式

自己株式を取得した場合には、取得原価で認識し、資本から控除して表示しております。また、その取得に直接起因する取引コストは、資本から控除しております。自己株式を売却した場合、受取対価を資本の増加として認識し、帳簿価額と受取対価との差額は資本剰余金に含めております。

#### (16) 収益認識

当社グループでは、以下5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社グループは、板金・微細溶接製品を生産・販売している「金属加工機械事業」と、切削・研削盤・プレス製品を生産・販売している「金属工作機械事業」を主な事業としております。これらの製品の販売については、主に顧客の検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の検収時点で収益を認識しております。また、製品の割賦販売については取引価格を金融要素とそれ以外に区別し、金融要素である金利相当分は顧客との契約期間に基づき収益を認識しております。

当該製品に関連するメンテナンスや不動産賃貸などのサービスを顧客に対して提供する場合がありますが、当該サービスに関する履行義務については、当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することから、契約期間にわたり収益を認識しております。

#### (17) 借入コスト

当社グループは、意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産(以下適格資産)の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化しております。

その他の借入コストは、発生した期間の費用として認識しております。

#### (18) 法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しております。

##### ① 当期税金

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定にあたっては、決算日までに制定又は実質的に制定された各国における税率及び税法に基づいております。

##### ② 繰延税金

繰延税金は、連結会計年度の末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異等について、将来その使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、すべての将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・ 取引時に、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えず、かつ、同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引(企業結合取引を除く)によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に係る将来加算一時差異について、解消する時期をコントロールでき、かつ、予測可能な期間内にその差異が解消されない可能性が高い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な期間内に当該一時差異が解消する可能性が高くない場合又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高くない場合

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている法定税率(及び税法)に基づいて、資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率(及び税法)によって測定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産及び当期税金負債を相殺する法的強制力のある権利を有しており、かつ以下のいずれかの場合に相殺しております。

- ・ 法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合
- ・ 異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産及び当期税金負債を純額で決済することを意図している、もしくは当期税金資産を実現させると同時に当期税金負債を決済することを意図している場合

繰延税金資産の帳簿価額は各連結会計年度の末日現在で再検討しております。繰延税金資産の一部又は全部の便益を実現させるのに十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった場合、繰延税金資産の帳簿価額をその範囲で減額しております。また、当該評価減額は、十分な課税所得を稼得する可能性

が高くなった範囲で戻し入れております。

なお、経済協力開発機構が公表した第2の柱モデルルールを導入するために制定又は実質的に制定された税法から生じる法人所得税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債に関して、認識及び情報開示に対する例外を適用しております。

#### (19) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者(普通株主)に帰属する純損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の期中平均株式数で除して計算しております。

希薄化後1株当たり当期利益は、すべての希薄化性潜在的普通株式による影響について調整して計算しております。

#### (20) 売却目的で保有する資産

継続的な使用ではなく、売却により回収が見込まれる非流動資産及び処分グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、連結会社の経営者が売却を確約している場合には、売却目的で保有する非流動資産及び処分グループとして分類し、減価償却又は償却は行わず、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

当社グループは、連結計算書類の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

2026年3月期における当社の経営環境は、年末にかけて回復基調で推移したものの、年明け以降は米国新政権の政策変更への警戒感や、地政学的リスクの高まりを受け、不透明感が再び広がり始めております。

このような環境の下、当社グループの業績は、国内では、内需を中心に緩やかな景気回復の動きがみられたものの、中小企業においては投資に対する慎重姿勢が続き、海外では、欧州や中国における景気低迷の長期化に加え、米新政権の政策動向を見極めようとする動きが広がり、設備投資は期待された水準に届かず減収となり、また、販売価格改善効果に加えて為替の影響はあるものの、減収影響のほか、生産調整に伴う操業度の低下や人件費の増加などにより、減益となりました。

今後の世界経済は、米国の政策動向や地政学リスクの高まりにより不確実性が増す中で、企業の設備投資マイナスインドルやサプライチェーンに影響を及ぼす可能性があり、各国の景気動向を引き続き注視してまいります。米国では、関税引上げによる物価上昇圧力や金利高止まりの影響から、経済成長の鈍化が見込まれるほか、欧州や中国においても、米国との貿易摩擦の深刻化が懸念される中、輸出が低迷し、景気回復の遅れが懸念されます。さらに中国では、不動産市場の低迷も重なり、景気の減速が続くと予想されます。

この一定の仮定のもと、当連結会計年度の連結計算書類における会計上の見積りとして影響を受けると想定されるのれんを含む固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等について評価を実施し、この結果、当連結会計年度の連結計算書類における影響額が僅少であると算定しております。

### 1. のれんを含む非金融資産の減損テスト

#### (1) 当連結会計年度において計上した金額

減損テストの対象となった主な非金融資産の計上額

のれん 31,104百万円

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

会計方針については、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)3.会計方針に関する事項 (11)非金融資産の減損」を参照ください。

減損テストにおいて使用した将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、対象会社の中期経営計画に基づき算定しております。当該中期経営計画の策定にあたっては、社内における目標設定の裏付けとなる複数の指標値等を参照して、より客観性の高い合理的な検証を実施しております。具体的には、当社グループの売上高の先行指標値である受注高対前年同月伸び率、当社グループと関連性の高い業界団体の年間予想値、外部調査機関のレポートあるいは過去の経験に基づく情報等を参照しております。

また、割引率及び公正価値評価は適切な第三者機関の専門家により算定したものを使用しております。  
当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変化による将来キャッシュ・フローの減少及び使用価値の基礎となっている主要な仮定である割引率又は事業の継続価値を算定するために使用した成長率が変更された場合に、減損が発生するリスクが高くなり、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんを含む非金融資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性の判断

### (1) 当連結会計年度において計上した金額

繰延税金資産 16,044百万円

### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来減算一時差異又は税務上の繰越欠損金の一部又は全部が将来課税所得に対して利用できる可能性を考慮しております。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、予定される繰延税金負債の取崩、予測される将来課税所得及びタックスプランニングを考慮しております。認識された繰延税金資産については、過去の課税所得水準及び繰延税金資産が控除可能な期間における将来課税所得の予測に基づき、回収される可能性が高いと考えております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 引当金の認識及び測定

### (1) 当連結会計年度において計上した金額

引当金(流動) 4,412百万円

### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

会計方針については、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)3.会計方針に関する事項 (12)引当金」を参照ください。

当社グループは製品保証を付保した製品を販売しており、販売された製品について、保証期間内に将来発生すると見込まれる修理費用を過去の実績率に基づき算定し、製品保証引当金として計上しております。また、製品保証期間を超えるものであっても、設計製造責任に起因する製品欠陥(リコール等を含む)の修理コストについて、将来発生すると見込まれる費用を、対象件数と1件当たりの対策費用及び過去の実績等に基づいて個別に見積り、製品保証引当金として計上しております。

当該見積りは、無償保証費用の発生実績の変動による過去の実績率が変更された場合及び将来発生すると見込まれる再発防止対策費用の見積りが増加した場合に、翌連結会計年度の連結計算書類において、引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 確定給付制度債務の測定に用いた仮定

##### (1) 当連結会計年度において計上した金額

退職給付に係る資産 95百万円

退職給付に係る負債 5,406百万円

##### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

会計方針については、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)3.会計方針に関する事項 (13)従業員給付」を参照ください。

確定給付制度は、数理計算上のリスク及び制度資産の公正価値変動リスクに晒されております。数理計算上のリスクは主として金利リスクであります。金利リスクは、確定給付制度債務の現在価値が優良社債等の市場利回りに基づいて決定された割引率を使用して算定されるため、割引率が低下した場合に債務が増加することがあります。制度資産の公正価値変動リスクは、制度資産の運用基準で定められた利率を下回った場合に、制度の積立状況が悪化することがあります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金	
営業債権及びその他の債権	2,654百万円
その他の金融資産	27百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む)	206,009百万円
3. 偶発債務	
保証債務	
当社グループの商品を購入した顧客の債務に対する保証	
銀行に対する借入債務	133百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数      普通株式      317,451,417株  
当社は、2025年5月15日開催の取締役会決議に基づいて会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行いました。これにより株式数は10,721,600株減少し、発行済株式数は317,451,417株となっております。

2. 剰余金の配当に関する事項

- (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
    配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	9,963百万円	31円	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	9,824百万円	31円	2025年9月30日	2025年12月9日

- (注) 1. 2025年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。  
2. 2025年11月13日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2026年6月26日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	9,631百万円	利益剰余金	31円	2026年3月31日	2026年6月29日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、流動性リスク及び市場リスク)に晒されております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

また、当社グループは、デリバティブの利用を財務上のリスクを低減することを目的とした取引に限定しており、投機目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

(1) 信用リスク

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権及びその他の債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、販売された機械は、基本的に所有権留保条項が付されており、債権の信用を補完しております。なお、特定の取引先について重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。

その他の金融商品についても、主に資金運用管理規程に基づき投資された格付の高い債券等から構成されているため、信用リスクは僅少です。

(2) 流動性リスク

当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関し、運転資金の効率的な管理による資本効率の最適化、当社による資金の集中管理等により資金管理の維持に努めております。また、当社グループでは、事業計画に基づく資金繰計画を適時に作成、更新するとともに、十分な手元流動性を維持することにより当該リスクを管理しております。さらに、金融リスク等不測の事態に対応するためのコミットメントライン契約や季節要因等の手元資金変動に対応するための当座貸越契約を締結することで、流動性リスクのさらなる軽減を図っております。

(3) 市場リスク

①為替リスク

当社グループは、グローバルに事業活動を展開しており、グループ各社の機能通貨以外の通貨で実施する取引について、為替変動リスクに晒されております。当該変動リスクを低減するために、一部の外貨建債権等について、通貨別月別に把握された為替変動リスクに対して、為替予約等のデリバティブを利用してリスクを低減しております。当該デリバティブにはヘッジ会計は適用せず、公正価値の変動はすべて純損益に認識しております。

## ②金利リスク

当社及び一部の連結子会社において、運転資金及び設備投資資金の調達を目的として変動金利建ての借入を行っており、支払金利の変動リスクに晒されております。金利変動リスクを低減するため、市場金利動向を継続的にモニタリングし、リスクを回避または低減するための検討、対応を必要に応じて実施しております。

## ③有価証券価格変動リスク

当社グループは、資金運用を行うにあたり、安全性の高い債券等への投資に加え、分散投資の一環として、投資信託への投資を一定量行っております。また、事業戦略を円滑に遂行する目的で業務上の関係を有する企業の株式を保有しており、価格変動リスクに晒されております。これらの投資については、定期的に市場価格や発行体の財務状況を把握するとともに保有意義について再確認を行い、継続的にポートフォリオの見直しを行っております。なお、当社グループでは、トレーディング目的で保有する株式はありません。

## 2. 金融商品の公正価値等に関する事項

### (1) 金融商品の公正価値と帳簿価額の比較

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、公正価値で測定する金融商品、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品及びリース負債については、次の表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書 計上額	公正価値	差額
金融資産			
営業債権及びその他の債権	158,052	158,535	483
金融負債			
借入金	8,000	7,880	△119

(注) 「営業債権及びその他の債権」及び「借入金」の公正価値ヒエラルキーのレベルは3に該当しております。

上記金融商品の公正価値の算定方法は、次のとおりであります。

#### (営業債権及びその他の債権)

営業債権及びその他の債権については、一定の期間ごとに区分した債権毎に、債権の額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値に基づいて測定しております。

#### (借入金)

借入金については、将来キャッシュ・フローを新規に同様の借入契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値に基づいて測定しております。

(2) 公正価値で測定する金融商品のレベル別分類

公正価値で測定する金融商品は、公正価値の測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて、公正価値ヒエラルキーのレベルを次のように分類しております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

公正価値の測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定に用いた重要なインプットのうち、最もレベルの低いインプットに応じて決定しております。

① 公正価値で測定する金融資産及び金融負債の内訳

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類した、経常的に公正価値で測定する金融資産及び金融負債の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
<b>金融資産</b>				
その他の金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	778	239	272	1,290
債券	－	226	－	226
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	－	－	98	98
債券	25	6,619	－	6,644
投資信託	460	728	－	1,188
デリバティブ資産	－	39	－	39
合計	1,264	7,852	370	9,487
<b>金融負債</b>				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	－	472	－	472
合計	－	472	－	472

(注) レベル間の重要な振替はありません。

上記金融商品の公正価値の算定方法は、次のとおりであります。

(株式)

上場株式は取引所の価格、非上場株式は純資産価値に基づく評価技法等を用いて公正価値を算定しております。

(債券、投資信託、デリバティブ資産及び負債)

債券、投資信託、デリバティブ資産及び負債は、取引金融機関から提示された価格情報を基に公正価値を算定しております。

② レベル3に区分した金融商品の調整表

公正価値ヒエラルキーレベル3に区分した金融商品は、株式により構成されております。

期首残高から期末残高への調整表は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	純損益を通じて 公正価値で測定する金融資産
期首残高	—	98
利得又は損失		
純損益	—	—
その他の包括利益	0	—
企業結合による増加	272	—
期末残高	272	98

(注) レベル3に区分した資産、負債については適切な権限者に承認された公正価値測定の評価方針及び手続に従い、担当部署が対象資産、負債の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分

1,724円35銭

基本的1株当たり当期利益

96円67銭

(注) 役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、1株当たり親会社所有者帰属持分の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度 158,100株) また、基本的1株当たり当期利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度 158,100株)

## (重要な後発事象に関する注記)

### (自己株式の取得・消却)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議しました。

#### 1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

純資産の増加を抑制し資本効率の向上を図るとともに、機動的な資本政策の遂行により、株主還元の実現を図るため。

#### 2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式  |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 25,000,000株 (上限)<br>(自己株式を除く発行済株式総数に対する割合 8.0%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 500億円 (上限)                                      |
| (4) 取得期間       | 2026年6月1日～2027年3月31日                            |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付                                 |

#### 3. 消却に係る事項の内容

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式              |
| (2) 消却する株式の数  | 上記2. により取得する自己株式の全数 |
| (3) 消却予定日     | 2027年3月31日          |

(ご参考) 2026年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	: 310,690,987株
自己株式数	: 6,760,430株

## (収益認識に関する注記)

### 1. 売上収益の分解

当社グループは、金属加工機械事業、金属工作機械事業及びその他事業を基本にして組織が構成されており、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び事業の評価をするために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの事業で計上する収益を売上収益として表示しております。また、売上収益は顧客の所在地に基づき地域別に分解しております。これらの分解した売上収益と各報告セグメントの売上収益との関連は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメント	金属加工機械	金属工作機械	その他	合計
主な地域市場				
日本	103,723	46,792	5,562	156,078
北米	102,777	17,561	253	120,592
欧州	72,577	9,561	244	82,383
アジア他	47,407	14,430	16,479	78,317
合計	326,485	88,345	22,541	437,372

金属加工機械事業においては、板金・微細溶接製品を生産・販売しており、レーザマシン、パンチプレス、プレスブレーキ等の板金市場向け商品群と、微細溶接機を中心とした微細溶接市場向け商品群を取り扱っております。

金属工作機械事業においては、切削・研削盤・プレス製品を生産・販売しており、金切帯鋸盤をはじめとした切削市場向け商品群と、研削盤等の研削盤市場向け商品群及びメカニカルプレスを中心としたプレス市場向け商品群を取り扱っております。

その他事業においては、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビアメカニクス株式会社及び子会社7社の事業、遊休地の有効利用を目的としたショッピングセンター等の不動産賃貸事業等を含んでおります。

また、売上収益には割賦販売に係る金利収益が当連結会計年度において2,424百万円含まれております。

## 2. 契約残高

契約資産	4,327百万円
契約負債	39,108百万円

- (注) 1. 当連結会計年度の契約資産の重要な変動は、企業結合による増加4,820百万円です。
2. 当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは19,053百万円です。なお、当連結会計年度中の契約負債の重要な変動は、企業結合による増加2,546百万円です。
3. 当連結会計年度において過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

## 3. 履行義務

当社グループが販売している製品については、主に顧客の検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の検収時点で収益を認識しております。当該製品に関連するメンテナンスや不動産賃貸などのサービスを顧客に対して提供する場合がありますが、当該サービスに関する履行義務については、時の経過に伴い充足されるものであることから、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。なお、当社グループでは、原則として、代理人としての取引は行っておりません。

売上収益は、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額(以下、「取引価格」)で測定しています。重要な返品及び返金義務等は無く、売上収益に含まれる変動対価の金額に重要性はありません。

顧客との契約における対価は、履行義務を充足した時点から主として1年以内に受領しているため、実務上の便法を使用し、重大な金融要素の調整は行っておりません。ただし、製品の割賦販売の対価の回収については、概ね3～7年に渡ることから、重大な金融要素の影響を調整しております。

当社グループは製品保証を付保した製品を販売しておりますが、販売された製品が合意された仕様に従っているという保証のみであることから、当該製品保証を独立した履行義務として区別しておらず、取引価格の一部を製品保証に配分しておりません。その他、複数の履行義務を含む重要な契約はありません。

## 4. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、取引価格に含まれていない顧客との契約に係る対価に重要なものはありません。

## 5. 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、資産として認識しなければならない、契約を獲得するための増分コスト、及び履行にかかるコストに重要性はありません。また、実務上の便法を適用し、認識すべき資産の償却期間が1年以内である場合には、契約獲得の増分コストを発生時の費用として認識しております。

## (企業結合に関する注記)

### (株式会社エイチアンドエフの株式取得)

当社は、2025年1月24日開催の取締役会において、株式会社エイチアンドエフ（以下「エイチアンドエフ」）の発行済株式のすべてをカナデビア株式会社から取得し連結子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。この契約に基づき、2025年5月1日付で当該株式の取得を完了し、連結子会社化いたしました。

#### (1) 企業結合の概要

##### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社エイチアンドエフ

事業内容 プレス機械、各種自動化装置、制御装置の製造・販売及びアフターサービス

##### ② 企業結合を行った主な理由

エイチアンドエフのプレス事業と当社の保有する中小型プレス機械との補完性や、販売基盤と加工ノウハウ等の活用により、事業機会の拡大、経営基盤の強化等、更なる企業価値向上が期待できるものと判断し、株式取得を行うことを決定いたしました。

当社グループは今後、当社が持つ中小型プレス機械とエイチアンドエフが持つ大型プレス機械との相互補完関係を構築し、商品ラインナップや顧客基盤の大幅な拡充及びレーザーブランピング装置をはじめとした高付加価値商品への資本の投下を実現してまいります。両社のシナジーを追求することによりプレス機械業界における当社グループのポジションをより強固なものとし、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

##### ③ 企業結合日

2025年5月1日

##### ④ 取得した議決権付資本持分の割合

100%

##### ⑤ 被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とする株式取得

#### (2) 主な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 119百万円

(注) 前連結会計年度において、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に115百万円、当連結会計年度において、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に4百万円を計上しております。

(3) 取得対価及びその内訳

	(単位：百万円)
項目	金額
取得対価の公正価値(注)	
現金	17,700
合計	17,700

(注) 取得対価の公正価値は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に分配しております。

## (4) 企業結合日における取得資産及び引受負債の公正価値

	(単位：百万円)
項目	金額
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	
現金及び現金同等物	12,280
営業債権及びその他の債権(注)	3,810
棚卸資産	908
その他	6,341
非流動資産	
有形固定資産	4,386
無形資産	77
繰延税金資産	850
その他	1,056
資産合計	29,711
流動負債	
営業債務及びその他の債務	7,821
引当金	1,349
その他	685
非流動負債	
退職給付に係る負債	1,339
その他	984
負債合計	12,179
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	17,531

(注) 取得した流動資産に含まれる「営業債権及びその他の債権」の公正価値3,810百万円において、契約上の未収金額の総額は3,828百万円であり、回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローは17百万円であります。

(5) 取得により生じたのれん

(単位：百万円)	
項目	金額
取得対価	17,700
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	17,531
のれん(注)	168

(注) のれんは、主に、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果を含めた超過収益力の合理的な見積りにより発生するものであります。なお、当該のれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものはありません。

(6) 子会社株式の取得による支出

(単位：百万円)	
項目	金額
現金による取得対価	17,700
取得した子会社における現金及び現金同等物	12,280
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	5,419

(ピアメカニクス株式会社の株式取得)

当社は、2025年4月17日開催の取締役会において、ピアメカニクス株式会社（以下「ピアメカニクス」）の発行済株式のすべてを株式会社アドバンテッジパートナーズがサービスを提供するファンド等から取得し連結子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。この契約に基づき、2025年7月1日付で当該株式の取得を完了し、連結子会社化いたしました。

#### (1) 企業結合の概要

##### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	ピアメカニクス株式会社
事業内容	半導体パッケージ基板及びプリント基板向けの高精度なドリル穴明機 / レーザ加工機の研究・開発、設計、製造、販売、サービス

##### ② 企業結合を行った主な理由

当社が保有するレーザ技術などのコア技術、自動化装置、IoTによるサービスサポート体制や生産供給体制の仕組み等と、ピアメカニクスが保有するレーザによる穴明加工技術や、製造装置を高速、高精度化する技術は、親和性が非常に高いと考えられること、更に同社が保有する半導体産業における顧客基盤の活用などによる事業機会の拡大、経営基盤の強化等、更なる企業価値向上を期待できるものと判断し、株式取得を行うことを決定いたしました。

当社グループは今後、当社が持つ自動化ソリューションとピアメカニクスが持つ高い技術を生かしたドリル穴明機や超精密レーザ加工機との相互補完関係を構築し、半導体業界の顧客基盤の大幅な拡充及びドリル穴明機やレーザ加工機をはじめとした高付加価値商品への資本の投下を実現してまいります。両社のシナジーを追求することにより当社グループのポジションをより強固なものとし、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

##### ③ 企業結合日

2025年7月1日

##### ④ 取得した議決権付資本持分の割合

100%

##### ⑤ 被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とする株式取得

#### (2) 主な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 740百万円

(注) 前連結会計年度において、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に719百万円、当連結会計年度において、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に20百万円を計上しております。

(3) 取得対価及びその内訳

(単位：百万円)

項目	金額
取得対価の公正価値(注)	
現金	51,000
合計	51,000

(注) 取得対価の公正価値は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に分配しております。

## (4) 企業結合日における取得資産及び引受負債の公正価値

	(単位：百万円)
項目	金額
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	
現金及び現金同等物	6,552
営業債権及びその他の債権(注) 1	7,026
棚卸資産	17,213
その他	793
非流動資産	
有形固定資産	5,553
無形資産(注) 2	14,534
繰延税金資産	497
その他	174
資産合計	52,346
流動負債	
営業債務及びその他の債務	4,133
借入金	2,714
その他	1,773
非流動負債	
借入金	9,464
繰延税金負債	4,668
その他	2,444
負債合計	25,197
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	27,149

(注) 1. 取得した流動資産に含まれる「営業債権及びその他の債権」の公正価値7,026百万円において、契約上の未収金額の総額は7,031百万円であり、回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローは5百万円であります。

2. 無形資産は、償却対象無形資産であり、主に見積耐用年数17年の顧客関連資産9,594百万円及び、見積耐用年数8年の技術資産3,127百万円が含まれております。

(5) 取得により生じたのれん

	(単位：百万円)
項目	金額
取得対価	51,000
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	27,149
のれん(注)	23,850

(注) のれんは、主に、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果を含めた超過収益力の合理的な見積りにより発生するものであります。なお、当該のれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものはありません。

(6) 子会社株式の取得による支出

	(単位：百万円)
項目	金額
現金による取得対価	51,000
取得した子会社における現金及び現金同等物	6,552
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	44,447

## 株主資本等変動計算書 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)

単位：百万円 (未満切捨)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						土地圧縮積立金	償却資産圧縮積立金	別途積立金
2025年4月1日残高	54,768	163,199	—	163,199	9,126	402	4,569	111,852
事業年度中の変動額								
土地圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△88	—	—
償却資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	△315	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	—
自己株式の消却	—	—	△18,320	△18,320	—	—	—	—
その他資本剰余金の負の残高の振替	—	—	18,320	18,320	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△88	△315	—
2026年3月31日残高	54,768	163,199	—	163,199	9,126	314	4,254	111,852
	株主資本				評価・換算差額等			純 資 産 計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計						
	繰越利益 剰余金							
2025年4月1日残高	38,991	164,942	△10,106	372,802	3,259	△8,766	△5,507	367,295
事業年度中の変動額								
土地圧縮積立金の取崩	88	—	—	—	—	—	—	—
償却資産圧縮積立金の取崩	315	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	△19,788	△19,788	—	△19,788	—	—	—	△19,788
当期純利益	44,475	44,475	—	44,475	—	—	—	44,475
自己株式の取得	—	—	△20,005	△20,005	—	—	—	△20,005
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	0
自己株式の消却	—	—	18,320	—	—	—	—	—
その他資本剰余金の負の残高の振替	△18,320	△18,320	—	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	50	50	—	50	—	△50	△50	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	△3,243	—	△3,243	△3,243
事業年度中の変動額合計	6,820	6,416	△1,684	4,731	△3,243	△50	△3,293	1,438
2026年3月31日残高	45,811	171,359	△11,791	377,534	16	△8,817	△8,800	368,734

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

#### (イ) 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

#### (ロ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

#### ① 評価基準

原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

#### ② 評価方法

##### (イ) 商品

機械は個別法

消耗品等は移動平均法

##### (ロ) 製品、仕掛品

機械は個別法

消耗品は移動平均法

微細溶接製品の標準品は総平均法、特注品は個別法

微細溶接仕掛品は個別法

##### (ハ) 原材料

機械は先入先出法

消耗品は移動平均法

微細溶接原材料は総平均法

##### (ニ) 貯蔵品

主に最終仕入原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産

#### ① リース資産を除く有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～60年

機械装置及び工具器具備品 2～17年

#### ② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## (2) 無形固定資産

### ① 市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却しております。

### ② 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### ④ その他

定額法によっており、主な耐用年数は15年であります。

## (3) 長期前払費用

支出の効果が及ぶ期間で均等償却をしております。

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 製品保証引当金

保証期間内に将来発生すると見込まれる修理費用を過去の実績率に基づき算定し、製品保証引当金として計上しております。また、製品保証期間を超えるものであっても、設計製造責任に起因する製品欠陥(リコール等を含む)の修理コストについて、将来発生すると見込まれる費用を、対象件数と1件当たりの対策費用及び過去の実績等に基づいて個別に見積り、製品保証引当金として計上しております。

### (3) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち支給対象期間に基づく当事業年度対応分を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(5) 株式報酬引当金

取締役（社外取締役を除く。）への当社株式等の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、付与されたポイントに応じた株式等の交付見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

製品の販売については、主に顧客の検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の検収時点で収益を認識しております。また、製品の割賦販売については取引価格を金融要素とそれ以外に区別し、金融要素である金利相当分は顧客との契約期間に基づき収益を認識しております。

当該製品に関連するメンテナンスについては、当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、契約期間にわたり収益を認識しております。

不動産賃貸に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引については、売上高を計上せず利息相当額を利息法に基づき各期へ配分する方法によっております。

## 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) ヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約、通貨オプション等については、振当処理によっております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は、下記のとおりであります。

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………商品及び製品輸出による外貨建売上債権、外貨建予定取引

#### ③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

#### ④ ヘッジの有効性の評価方法

外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを確認しており、またヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジの有効性を評価しております。

ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

### (2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式及び関係会社出資金の評価

(1) 当事業年度において計上した金額

関係会社株式 133,524百万円

関係会社出資金 23,097百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式及び関係会社出資金の評価に関して、実質価額が著しく低下した場合は、回復可能性を考慮したうえで、減損処理を実施しております。当該評価における回復可能性及び実質価額における超過収益力等の判定は、対象会社の中期経営計画に基づいております。当該見積りは将来の不確実な経済条件の影響を受けるため、翌事業年度の計算書類に計上される関係会社株式及び関係会社出資金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	115,814百万円
2. 保証債務	
アマダ・キャピタル社の金融機関等からの借入債務に対する保証	9,755百万円
アマダ・カンコク社の金融機関等からの借入債務に対する保証	444百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	47,397百万円
関係会社に対する長期金銭債権	8,662百万円
関係会社に対する短期金銭債務	33,672百万円
関係会社に対する長期金銭債務	0百万円
4. 土地の再評価	
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	
(1) 再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。	
(2) 再評価を行った年月日	平成14年3月31日
(3) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	379百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	
売    上    高	94,741百万円
仕    入    高	24,201百万円
そ    の    他	12,339百万円
(2) 営業取引以外の取引高	24,665百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数	普通株式	6,918,530株
-------------------------	------	------------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	456百万円
棚卸資産評価損金算入限度超過額	818百万円
未払事業税	521百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	881百万円
製品保証引当金損金算入限度超過額	162百万円
研究開発資産損金算入限度超過額	5,468百万円
有価証券消却及び評価損金算入限度超過額	78百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	65百万円
減価償却費損金算入限度超過額	15百万円
減損損失	561百万円
関係会社株式消却及び評価損金算入限度超過額	3,407百万円
ゴルフ会員権評価損	452百万円
土地再評価差額金	3,098百万円
その他有価証券評価差額金	114百万円
その他	423百万円
繰延税金資産小計	16,527百万円
評価性引当額	△8,015百万円
繰延税金資産合計	8,511百万円

繰延税金負債

税務上の収益認識差額	△629百万円
固定資産圧縮積立金	△2,099百万円
土地再評価差額金	△468百万円
前払年金費用	△3,183百万円
その他有価証券評価差額金	△121百万円
その他	△52百万円
繰延税金負債合計	△6,555百万円
繰延税金資産の純額	1,956百万円

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定資産－繰延税金資産	2,424百万円
固定負債－再評価に係る繰延税金負債	468百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	単位：%
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△12.5
住民税均等割等	0.1
評価性引当額の増減	△0.1
外国源泉税	1.8
投資有価証券評価益	△1.0
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.7

## (関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 アマダマシナリ ー	所有 直 接 100.0 %	切削商品及び 工作機械の販 売等	CMS 預り金 (*1)	—	預り金	10,287
子会社	株式会社 エイチアンドエフ	所有 直 接 100.0 %	プレス機械、 各種自動化装 置、制御装置 製造販売等	CMS 預り金 (*1)	—	預り金	14,715
子会社	アマダ・アメリ カ社	所有 間 接 100.0 %	当社商品及び 部品の北米市 場への販売等	商品及び部品 の販売 (*2)(*3) (*4)	30,630	売掛金	18,765
子会社	アマダ・ヨーロ ッパ・エス・エ ー社	所有 直 接 100.0 %	当社商品及び 部品の欧州市 場への販売等	商品及び部品 の販売 (*2)(*3) (*4)	10,360	売掛金	5,863
子会社	ビアメカニクス 株式会社	所有 直 接 100.0 %	半導体パッケ ージ基盤等の 研究開発、製 造販売等	資金の返済  資金の貸付 (*5)	1,214  10,678	短期貸付金  長期貸付金	1,214  8,250
子会社	アマダ・キャピ タル社	所有 間 接 100.0 %	債務保証	債 務 保 証 (*6)	9,755	—	—
子会社	アマダ・カンコ ク社	所有 直 接 100.0 %	債務保証	債 務 保 証 (*7)	444	—	—

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (\*1) CMS預り金は、当社がグループ各社から提供されたキャッシュ・マネジメント・システムによるものであり、資金が日々移動するため、取引金額は記載せずに、期末残高のみ記載しております。また金利については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。
- (\*2) 商品及び部品の取引条件は、両社協議のうえ、市場価格を勘案して仕切価格を決定しております。
- (\*3) 商品及び部品の取引条件は、両社協議のうえ、仕切価格に輸出諸掛等を加算して決定しております。
- (\*4) アマダ・アメリカ社、アマダ・ヨーロッパ・エス・エー社については、すべて消費税等は含まれておりません。
- (\*5) 資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (\*6) アマダ・キャピタル社の金融機関からの借入金に対して債務保証をしており、取引金額は期末時点の保証残高であります。
- (\*7) アマダ・カンコク社の金融機関からの借入金に対して債務保証をしており、取引金額は期末時点の保証残高であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,187円42銭
1 株当たり当期純利益	140円71銭

(注) 役員報酬 B I P 信託が保有する当社株式を、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度 158,100株) また、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度 158,100株)

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得・消却)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社アマダ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 東海林雅人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 五十嵐大典

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アマダの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社アマダ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社アマダ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 東海林雅人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 五十嵐大典

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アマダの2025年4月1日から2026年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社アマダ 監査役会  
常勤監査役 柴田 耕太郎  
常勤監査役 藤 本 隆  
社外監査役 西 浦 清二  
社外監査役 望 月 晶子

以 上